

印影印刷物の管理不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
<p>城東工科高等学校</p>	<p>公印（学校長印）を印影印刷した生徒証明書について、受払簿等を作成しておらず、使用状況が明らかにされていなかった。</p> <p>・生徒証明書 500枚 ※枚数は令和4年度の購入枚数を記載</p>	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府教育委員会公印規程】 (公印の印影の印刷) 第12条 公印の押印に代えて、公印の印影を印刷する必要があるとき(次条第1項に規定する場合を除く。)は、当該公印の管守者の承認を受けて、その印影を印刷することができる。 2 前項の規定により、公印の印影を印刷した用紙は、厳重に保管するとともに、常にその使用状況を明らかにしておかなければならない。</p>
<p>措置の内容</p>		
<p>公印（学校長印）を印影印刷した生徒証明書について、令和5年度の受払簿を作成した。 検出事項の原因は、担当者が受払簿の作成を失念していたためである。 再発防止に向けて、複数の職員で印影印刷物の使用状況について、定期的な確認を行うことによりチェック体制を強化した。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年12月12日）